

租税特別措置法（抄）
（昭和三十二年法律第二十六号）

制定 昭和 32 年 3 月 31 日
昭和 32 年法律第 26 号
最終改正 令和 2 年 3 月 31 日
令和 2 年法律第 8 号

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第六十六条の十三 青色申告書を提出する法人で新事業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項において同じ。）と共同して特定事業活動（同条第二十項に規定する特定事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。）を行うものとして財務省令で定めるものが、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）の指定期間内において特定株式（特別新事業開拓事業者（新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。）の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）の百分の二十五に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）以下の金額を当該事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該相当する金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が百二十五億円を超える場合には、百二

十五億円。以下この項において「所得基準額」という。)を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該所得基準額を限度とする。

- 2 法人が、適格合併又は適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合（第六十八条の九十八第三項に規定する場合を除く。）には、次の各号に掲げる適格合併又は適格分割等の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額は、当該適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。
 - 一 適格合併 当該適格合併直前において有する特別勘定の金額（前項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたもの（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。）をいう。以下この条において同じ。）
 - 二 適格分割等 当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に前項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。以下この号において同じ。）に係る特定株式の全部又は一部を移転した場合における当該適格分割等の直前において有する当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその移転することとなつた特定株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割等により前項の特別勘定に係る特定株式の全部を移転した場合には、その適格分割等の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額）
- 3 前項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人で適格分割等を行つたものにあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。
- 4 第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の九十八第一項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。
- 5 前項又は第六十八条の九十八第五項の場合において、これらの規定の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（その適格合併又は適格分割等の後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格合併又は適格分割等

- の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 6 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別勘定の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項、第八項、第九項及び第十一項の規定は、適用しない。
- 7 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項、前項、次項、第九項及び第十一項の規定は、適用しない。
- 8 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、法人税法第六十一条の十一第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当することとなつた場合において、同法第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度又は同法第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度終了の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 9 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に特別勘定の金額（政

令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 10 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人の各事業年度について、当該特別勘定に係る特定株式（第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐこととされた特別勘定の金額に係るものを除く。以下この項において同じ。）を発行した法人と共同して特定事業活動が行われていることにつき産業競争力強化法第四十八条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合に該当しない場合には、当該特定株式に係る特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第六項から前項までの規定は、適用しない。
- 11 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。第一号において同じ。）を設けている法人（以下この項において「設定法人」という。）が次の各号に掲げる場合（第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合及び当該特別勘定につき前項の規定の適用があつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、特別勘定の金額のうち当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
 - 一 第一項の特別勘定に係る特定株式の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号から第四号までに該当する場合及び当該設定法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその有しないこととなつた株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（同項の特別勘定に係る特定株式の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額）
 - 二 合併により合併法人に前号に規定する特定株式を移転した場合 その合併の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額
 - 三 第一号に規定する特定株式のうち投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合又は民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約（以下この号において「民法組合契約」という。）による組合の組合財産であるものに係る投資事業有限責任組合契約に

関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は民法組合契約に基づく当該設定法人の出資の価額がこれらの契約に基づく各組合員の出資の価額を合計した金額のうち占める割合の変更があつた場合
その変更があつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

四 第一号に規定する特定株式を発行した法人が解散した場合（当該設定法人を合併法人とする合併により解散した場合を除く。） その解散の日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

五 第一号に規定する特定株式につき剰余金の配当（分割型分割によるもの及び法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（次号において「株式分配」という。）を除く。）を受けた場合 その受けた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうち、当該剰余金の配当として交付された金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額に係るものその他の金額として政令で定める金額に百分の二十五を乗じて計算した金額に相当する金額

六 第一号に規定する特定株式についてその帳簿価額を減額した場合 その減額した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその減額をした金額で同日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（分割型分割又は株式分配により減額した場合には、法人税法第六十一条の二第四項又は第八項の規定により同条第一項第二号に掲げる金額とされる金額）に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額

七 当該設定法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における特別勘定の金額

八 前項及び前各号の場合以外の場合において第一号に規定する特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩した場合（当該設定法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を除く。） その取り崩した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

12 第二項から前項までの規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）に係る特定株式のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額については、適用しない。

13 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

- 14 第一項の規定は、第五十五条第一項の規定の適用を受けた特定株式については、適用しない。
- 15 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、第五項から第九項まで又は第十一項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。
- 16 前三項に定めるもののほか、第一項又は第五項から第十一項までの規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)

第六十八条の九十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、新事業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項において同じ。）と共同して特定事業活動（同条第二十項に規定する特定事業活動をいう。以下この項及び第八項において同じ。）を行うものとして財務省令で定めるもの（以下この項においてそれぞれ「対象連結親法人」又は「対象連結子法人」という。）が、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度の指定期間内において特定株式（特別新事業開拓事業者（新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。）の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）の百分の二十五に相当する金額（当該連結事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）以下の金額を当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法（当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確

定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該対象連結親法人又はその対象連結子法人ごとに、当該相当する金額が当該連結事業年度の連結所得個別基準額(連結所得の金額のうち、当該対象連結親法人又はその対象連結子法人に帰せられるものとして政令で定めるところにより計算した金額をいい、当該計算した金額が百二十五億円を超える場合には百二十五億円とする。)を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該連結所得個別基準額を限度とする。

- 2 前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。
 - 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
 - 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
 - 三 清算中の連結子法人
 - 四 合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む連結事業年度における当該合併に係る被合併法人である連結法人
- 3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日(第九項第二号において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該適格合併に限る。)又は適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この条において同じ。)を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併又は適格分割等の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額は、当該適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。
 - 一 適格合併 当該適格合併直前において有する特別勘定の金額(第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたもの(連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。)をいう。以下この条において同じ。)
 - 二 適格分割等 当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に第一項の特別勘定(連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。以下この号において同じ。)に係る特定株式の全部又は一部を移転した場合における当該適格分割等の直前

において有する当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその移転することとなつた特定株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割等により第一項の特別勘定に係る特定株式の全部を移転した場合には、その適格分割等の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額）

- 4 前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。
- 5 第三項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第六十六条の十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。
- 6 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 7 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 8 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度について、当該特別勘定に係る特定株式（第三項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐこととされた特別勘定の金額に係るものを除く。以下この項において同じ。）を発行した法人と共同して特定事業活動が行われていることにつき産業競争力強化法第四十八条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合に該当しない場合には、当該特定株式に係る特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。
- 9 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。第一号において同じ。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第三項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合及び当該特別勘定につき前項の規定の適用があつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、特別勘定の金額のうち当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 一 第一項の特別勘定に係る特定株式の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号から第四号までに該当する場合及び当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を除く。） その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその有しないこととなつた株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（同項の特別勘定に係る特定株式の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額）
 - 二 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）により合併法人に前号に規定する特定株式を移転した場合 その合併の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額
 - 三 第一号に規定する特定株式のうち投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合又は民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約（以下この号において「民法組合契約」という。）による組合の組合財産であるものに係る投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は民法組

合契約に基づく当該連結親法人又はその連結子法人の出資の価額がこれらの契約に基づく各組合員の出資の価額を合計した金額のうちを占める割合の変更があつた場合、その変更があつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

- 四 第一号に規定する特定株式を発行した法人が解散した場合（当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする合併により解散した場合を除く。）その解散の日における当該特定株式に係る特別勘定の金額
- 五 第一号に規定する特定株式につき剰余金の配当（分割型分割によるもの及び法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（次号において「株式分配」という。）を除く。）を受けた場合、その受けた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうち、当該剰余金の配当として交付された金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額に係るものその他の金額として政令で定める金額に百分の二十五を乗じて計算した金額に相当する金額
- 六 第一号に規定する特定株式についてその帳簿価額を減額した場合、その減額した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその減額をした金額で同日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（分割型分割又は株式分配により減額した場合には、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第四項又は第八項の規定により同条第一項第二号に掲げる金額とされる金額）に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額
- 七 当該連結親法人又はその連結子法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解散の日における特別勘定の金額
- 八 前項及び前各号の場合以外の場合において第一号に規定する特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩した場合（当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を除く。）その取り崩した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
- 10 第三項から前項までの規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）に係る特定株式のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額については、適用しない。
- 11 第一項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書

等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

- 12 第一項の規定は、第六十八条の四十三第一項の規定の適用を受けた特定株式については、適用しない。
- 13 第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとし、第六項、第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれないものとする。
- 14 前三項に定めるもののほか、第一項又は第六項から第九項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

租税特別措置法施行令（抄）
（昭和三十二年政令第四十三号）

制定 昭和 32 年 3 月 31 日
昭和 32 年政令第 43 号
最終改正 令和 2 年 3 月 31 日
令和 2 年政令第 121 号

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第三十九条の二十四の二 法第六十六条の十三第一項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する特別新事業開拓事業者（以下この項において「特別新事業開拓事業者」という。）の株式のうち、次に掲げる要件の全てを満たすことにつき産業競争力強化法第四十八条第二号の規定に基づく調査（以下この条において「共同化調査」という。）により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

- 一 当該株式が当該特別新事業開拓事業者の資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。
 - 二 当該株式の保有が前号の払込みによる取得の日から五年を超える期間継続する見込みであること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該株式の取得が法第六十六条の十三第一項の法人及び当該特別新事業開拓事業者の産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定事業活動に特に有効なものとなると認められるものであること。
- 2 法第六十六条の十三第一項に規定する損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に、その減額に係る同項に規定する特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）を乗じてこれを当該特定株式の取得価額で除して計算した金額とする。
- 3 法第六十六条の十三第一項に規定する所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項及び同条第五項から第十一項までの規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合の当該事業年度の所得の金額から第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える部分の金額を控除した金額とする。
- 一 次に掲げる欠損金額の合計額

- イ 法人税法第五十七条第一項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する欠損金額（同条第二項又は第六項の規定により当該法人の欠損金額とみなされたものを含む。）
- ロ 法人税法第五十八条第一項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する災害損失欠損金額（同条第二項の規定により当該法人の同条第一項に規定する災害損失欠損金額とみなされたものを含む。）
- 二 法人税法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額
- 4 法第六十六条の十三第二項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する特別勘定の金額に、同項に規定する適格分割等により移転することとなつた同条第一項に規定する特定株式（その移転することとなつたものとして共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の数がその移転することとなつた時の直前において有していた同号の特別勘定に係る特定株式の数のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。
- 5 法第六十六条の十三第八項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。
- 6 法第六十六条の十三第八項に規定する法人が同項に規定する連結開始直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額を有する場合において、当該特別勘定の金額が法人税法施行令第十四条の八第四号ロからニまでに掲げる特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定の金額については、同項の規定は、適用しない。
- 7 法第六十六条の十三第九項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。
- 8 法第六十六条の十三第十一項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
 - 一 特定株式（法第六十六条の十三第十一項第一号の特定株式をいう。以下この項において同じ。）の一部を有しないこととなつた場合（次号に掲げる場合を除く。） 同条第十一項第一号に規定する特別勘定の金額にその有しないこととなつた特定株式の数がその有しないこととなつた時の直前において有していた特定株式の数のうちに占める割合を乗じて計算した金額

- 二 特定株式の一部を有しないこととなつたことにより益金の額に算入すべき金額として共同化調査により明らかにされた金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額がある場合 当該金額
- 9 法第六十六条の十三第十一項第五号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
- 一 法第六十六条の十三第十一項第五号に規定する剰余金の配当が資本剰余金の額の減少に伴うものである場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額を特定株式（当該剰余金の配当に係る同項第五号の特定株式をいう。以下この号において同じ。）を発行した法人の当該剰余金の配当に係る株式の総数で除し、これに当該剰余金の配当を受けた同項に規定する設定法人が当該剰余金の配当を受けた日において有していた特定株式の数を乗じて計算した金額
 - 二 法第六十六条の十三第十一項第五号に規定する剰余金の配当を受けたことにより益金の額に算入すべき金額の計算の基礎となる金額として共同化調査により明らかにされた金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額がある場合 当該金額
- 10 法第六十六条の十三第十一項第六号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 特別勘定の金額（法第六十六条の十三第十一項第六号に規定する特別勘定の金額をいう。次号及び第三号において同じ。）に、特定株式（同項第六号の特定株式をいう。以下この項において同じ。）の帳簿価額を減額した金額のうちその減額した日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がその減額をした時の直前において有していた特定株式の帳簿価額のうち占める割合を乗じて計算した金額
 - 二 特定株式の帳簿価額を分割型分割により減額した場合 特別勘定の金額に当該分割型分割に係る法人税法施行令第百十九条の八第一項に規定する割合を乗じて計算した金額
 - 三 特定株式の帳簿価額を法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（以下この号において「株式分配」という。）により減額した場合 特別勘定の金額に当該株式分配に係る法人税法施行令第百十九条の八の二第一項に規定する割合を乗じて計算した金額
- 11 法第六十六条の十三第十二項に規定する政令で定めるものは、その取得の日から五年を経過した特定株式（同項の特定株式をいう。以下この項におい

て同じ。) であることにつき共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式とする。

- 12 法第六十六条の十三第一項又は第五項から第十一項までの規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算については、同条第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法施行令第九条第一項第一号イに規定する所得の金額に含まれるものとし、法第六十六条の十三第五項から第十一項までの規定により益金の額に算入される金額は、同号イに規定する所得の金額に含まれないものとする。
- 13 法人の有する同一銘柄の株式で次に掲げる株式が二以上ある場合には、これらの株式については、それぞれその銘柄が異なるものとして、法人税法施行令第二編第一章第一節第二款の二第一目の二の規定を適用する。
- 一 当該事業年度において取得をした各特定株式（法第六十六条の十三第一項に規定する特定株式をいう。次号において同じ。）
 - 二 各特別勘定（法第六十六条の十三第一項の特別勘定をいい、連結事業年度において設けた法第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）に係る特定株式
 - 三 前二号に掲げる株式以外の株式
- 14 法第六十六条の十三第一項又は第五項から第十一項までの規定の適用がある場合における法人税法及び法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号。以下この項において「昭和四十二年法人税法施行令改正令」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法第五十七条第一項及び第五十八条第一項	譲渡) の規定	譲渡) 並びに租税特別措置法第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例) の規定
法人税法第五十九条第二項	譲渡)	譲渡) 並びに租税特別措置法第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)
) の規定	並びに同法第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで) の規定
昭和四十二年法人税法施行	の規定を	並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十三第一項及び

令改正令附則 第五条第二項		第五項から第十一項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定を
------------------	--	--

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第三十九条の百二十二 法第六十八条の九十八第一項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する特別新事業開拓事業者（以下この項において「特別新事業開拓事業者」という。）の株式のうち、次に掲げる要件の全てを満たすことにつき産業競争力強化法第四十八条第二号の規定に基づく調査（以下この条において「共同化調査」という。）により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

- 一 当該株式が当該特別新事業開拓事業者の資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。
 - 二 当該株式の保有が前号の払込みによる取得の日から五年を超える期間継続する見込みであること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該株式の取得が対象連結親法人（法第六十八条の九十八第一項に規定する対象連結親法人をいう。以下この条において同じ。）又はその対象連結子法人（同項に規定する対象連結子法人をいう。以下この条において同じ。）及び当該特別新事業開拓事業者の産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定事業活動に特に有効なものとなると認められるものであること。
- 2 法第六十八条の九十八第一項に規定する損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する減額した金額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に、その減額に係る同項に規定する特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）を乗じてこれを当該特定株式の取得価額で除して計算した金額とする。
- 3 法第六十八条の九十八第一項に規定する対象連結親法人又はその対象連結子法人に帰せられるものとして政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額に達するまでの金額とする。
- 一 当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の当該連結事業年度の調整個別所得金額（法第六十八条の九十八第六項から第九項までの規定を適用しないで計算した場合の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額から法第六十八条の九十八第一項の規定を適用せず、かつ、当該連結事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して

計算した場合の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額を控除した金額からイに掲げる金額がロに掲げる金額を超える部分の金額を控除した金額をいう。次号ロ及びハにおいて同じ。)

イ 法人税法第八十一条の九第一項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる連結欠損金額に係る同条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額

ロ 法人税法第八十一条の九第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額

二 イに掲げる金額にロに掲げる金額がハに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ 法人税法第八十一条の九第一項ただし書並びに法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項までの規定を適用せず、かつ、当該連結事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合の当該連結事業年度の連結所得の金額

ロ 当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の当該連結事業年度の調整個別所得金額

ハ 連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の調整個別所得金額の合計額

4 法第六十八条の九十八第三項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する特別勘定の金額に、同項に規定する適格分割等により移転することとなつた同条第一項に規定する特定株式（その移転することとなつたものとして共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の数がその移転することとなつた時の直前において有していた同号の特別勘定に係る特定株式の数のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

5 法第六十八条の九十八第六項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

6 法第六十八条の九十八第七項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

7 法第六十八条の九十八第九項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 特定株式（法第六十八条の九十八第九項第一号の特定株式をいう。以下この項において同じ。）の一部を有しないこととなつた場合（次号に掲げる

- 場合を除く。) 同条第九項第一号に規定する特別勘定の金額にその有しないこととなつた特定株式の数がその有しないこととなつた時の直前において有していた特定株式の数のうちに占める割合を乗じて計算した金額
- 二 特定株式の一部を有しないこととなつたことにより益金の額に算入すべき金額として共同化調査により明らかにされた金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額がある場合 当該金額
- 8 法第六十八条の九十八第九項第五号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
- 一 法第六十八条の九十八第九項第五号に規定する剰余金の配当が資本剰余金の額の減少に伴うものである場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額を特定株式（当該剰余金の配当に係る同項第五号の特定株式をいう。以下この号において同じ。）を発行した法人の当該剰余金の配当に係る株式の総数で除し、これに当該剰余金の配当を受けた同項の特別勘定を設けている連結親法人又はその連結子法人が当該剰余金の配当を受けた日において有していた特定株式の数を乗じて計算した金額
- 二 法第六十八条の九十八第九項第五号に規定する剰余金の配当を受けたことにより益金の額に算入すべき金額の計算の基礎となる金額として共同化調査により明らかにされた金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額がある場合 当該金額
- 9 法第六十八条の九十八第九項第六号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 特別勘定の金額（法第六十八条の九十八第九項第六号に規定する特別勘定の金額をいう。次号及び第三号において同じ。）に、特定株式（同項第六号の特定株式をいう。以下この項において同じ。）の帳簿価額を減額した金額のうちその減額した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がその減額をした時の直前において有していた特定株式の帳簿価額のうち占める割合を乗じて計算した金額
- 二 特定株式の帳簿価額を分割型分割により減額した場合 特別勘定の金額に当該分割型分割に係る法人税法施行令第百十九条の八第一項に規定する割合を乗じて計算した金額
- 三 特定株式の帳簿価額を法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（以下この号において「株式分配」という。）により減額した場合

特別勘定の金額に当該株式分配に係る法人税法施行令第百十九条の八の二第一項に規定する割合を乗じて計算した金額

- 10 法第六十八条の九十八第十項に規定する政令で定めるものは、その取得の日から五年を経過した特定株式（同項の特定株式をいう。以下この項において同じ。）であることにつき共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式とする。
- 11 連結親法人又はその連結子法人の有する同一銘柄の株式で次に掲げる株式が二以上ある場合には、これらの株式については、それぞれその銘柄が異なるものとして、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第二編第一章第一節第二款の二第一目の二の規定を適用する。
 - 一 当該連結事業年度において取得をした各特定株式（法第六十八条の九十八第一項に規定する特定株式をいう。次号において同じ。）
 - 二 各特別勘定（法第六十八条の九十八第一項の特別勘定をいい、連結事業年度に該当しない事業年度において設けた法第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）に係る特定株式
 - 三 前二号に掲げる株式以外の株式
- 12 法第六十八条の九十八第一項又は第六項から第九項までの規定の適用がある場合における連結利益積立金額又は対象連結親法人若しくはその対象連結子法人若しくは同条第六項から第九項までに規定する連結親法人若しくはその連結子法人の連結個別利益積立金額の計算については、同条第一項の規定により損金の額に算入される金額は、当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の法人税法施行令第九条の二第一項第一号イに規定する個別所得金額に含まれるものとし、法第六十八条の九十八第六項から第九項までの規定により益金の額に算入される金額は、当該連結親法人又はその連結子法人の同号イに規定する個別所得金額に含まれないものとする。
- 13 法第六十八条の九十八第一項又は第六項から第九項までの規定の適用がある場合において、対象連結親法人若しくはその対象連結子法人又は同条第六項から第九項までに規定する連結親法人若しくはその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第六十八条の九十八第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に含まれるものとし、法第六十八条の九十八第六項から第九項までの規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に含まれるものとする。

- 14 法第六十八条の九十八第一項又は第六項から第九項までの規定の適用がある場合における法人税法、法人税法施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号。以下この項において「昭和四十二年法人税法施行令改正令」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法第八十一条の九第一項第一号イ) の規定) 並びに租税特別措置法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定
法人税法第八十一条の九第一項第一号ロ	第六十二条の五第五項	第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで
法人税法施行令第一百五十五条の二第一項第二号	譲渡)	譲渡) 並びに租税特別措置法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）
) の規定	並びに租税特別措置法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで) の規定
	第六十二条の五第五項の	第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項までの
昭和四十二年法人税法施行令改正令附則第五条第四項)」 と、) 並びに租税特別措置法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)」 と、

租税特別措置法施行規則（抄）
（昭和三十二年大蔵省令第十五号）

制定 昭和 32 年 3 月 31 日
昭和 32 年大蔵省令第 15 号
最終改正 令和 2 年 3 月 31 日
令和 2 年財務省令第 21 号

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第二十二條の十三 法第六十六條の十三第一項に規定する財務省令で定めるものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号）第二條第一項に規定する経営資源活用共同化推進事業者に該当する法人とする。

2 法第六十六條の十三第一項に規定する財務省令で定める法人は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第二條第二項に規定する特別新事業開拓事業者に該当する法人とする。

3 施行令第三十九條の二十四の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四條第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に記載された法第六十六條の十三第一項に規定する特別新事業開拓事業者の株式とする。

4 施行令第三十九條の二十四の二第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四條第一項又は第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に法第六十六條の十三第二項に規定する適格分割等により引き継ぐ同項第二号に規定する特別勘定の金額に係る同條第一項に規定する特定株式として記載されたものとする。

5 法第六十六條の十三第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十六條の十三第二項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第六十六條の十三第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号及び第五号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

- 三 法第六十六条の十三第二項に規定する適格分割等の年月日
 - 四 法第六十六条の十三第二項第二号の特別勘定に係る特定株式を発行した法人の名称
 - 五 法第六十六条の十三第二項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第二号に定める特別勘定の金額
 - 六 その他参考となるべき事項
- 6 法第六十六条の十三第十項に規定する財務省令で定める場合は、同項の特別勘定を設けている法人の同項の各事業年度について、同項の特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明がされた場合とする。
 - 7 施行令第三十九条の二十四の二第八項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類（次項及び第九項において「共同化継続証明書」という。）に法第六十六条の十三第十一項第一号に規定する特別勘定の金額のうち同号の規定により取り崩すべきこととなつた金額として記載された金額とする。
 - 8 施行令第三十九条の二十四の二第九項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、共同化継続証明書に法第六十六条の十三第十一項第五号に規定する特別勘定の金額のうち同号に規定する剰余金の配当を受けたことにより取り崩すべき金額の計算の基礎となる金額として記載された金額とする。
 - 9 施行令第三十九条の二十四の二第十一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書にその取得の日から五年を経過した法第六十六条の十三第十二項の特定株式として記載されたものとする。
 - 10 法第六十六条の十三第十三項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類とする。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第二十二条の七十六の四 法第六十八条の九十八第一項に規定する財務省令で定めるものは、連結親法人又はその連結子法人で、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第二条第一項に規定する経営資源活用共同化推進事業者該当するものとする。

- 2 法第六十八条の九十八第一項に規定する財務省令で定める法人は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第二条第二項に規定する特別新事業開拓事業者に該当する法人とする。
- 3 施行令第三十九条の百二十二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に記載された法第六十八条の九十八第一項に規定する特別新事業開拓事業者の株式とする。
- 4 施行令第三十九条の百二十二第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項又は第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に法第六十八条の九十八第三項に規定する適格分割等により引き継ぐ同項第二号に規定する特別勘定の金額に係る同条第一項に規定する特定株式として記載されたものとする。
- 5 法第六十八条の九十八第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第六十八条の九十八第三項に規定する連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
 - 二 法第六十八条の九十八第三項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人の名称（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を含む。）
 - 三 法第六十八条の九十八第三項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号及び第六号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、その本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名
 - 四 法第六十八条の九十八第三項に規定する適格分割等の年月日
 - 五 法第六十八条の九十八第三項第二号の特別勘定に係る特定株式を発行した法人の名称
 - 六 法第六十八条の九十八第三項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第二号に定める特別勘定の金額
 - 七 その他参考となるべき事項
- 6 法第六十八条の九十八第八項に規定する財務省令で定める場合は、同項の特別勘定を設けている連結親法人又はその連結子法人の同項の各連結事業年度について、同項の特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明がされた場合とする。

- 7 施行令第三十九条の百二十二第七項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類（次項及び第九項において「共同化継続証明書」という。）に法第六十八条の九十八第九項第一号に規定する特別勘定の金額のうち同号の規定により取り崩すべきこととなつた金額として記載された金額とする。
- 8 施行令第三十九条の百二十二第八項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、共同化継続証明書に法第六十八条の九十八第九項第五号に規定する特別勘定の金額のうち同号に規定する剰余金の配当を受けたことにより取り崩すべき金額の計算の基礎となる金額として記載された金額とする。
- 9 施行令第三十九条の百二十二第十項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書にその取得の日から五年を経過した法第六十八条の九十八第十項の特定株式として記載されたものとする。
- 10 法第六十八条の九十八第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類とする。